

別紙 7

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（昭和十八年厚生労働省告示第四百九十五号）

【平成24年4月1日施行】

改正案	現行
<p>第二条 健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第四号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 前歯部の<u>金属歯冠修復</u>に使用する金合金又は白金加金の支給</p> <p>九・十 （略）</p>	<p>第二条 健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第四号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 前歯部の<u>鑄造歯冠修復</u>に使用する金合金又は白金加金の支給</p> <p>九・十 （略）</p>